

福祉文教委員会会議録

平成30年9月13日(木)

(開会) 10:11

(閉会) 11:40

【案件】

1. 議案第71号 平成30年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第72号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例
3. 議案第73号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第76号 訴えの提起(鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求)
5. 議案第77号 訴えの提起(鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求)
6. 議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例

【所管事務調査】

1. 飯塚市立小・中学校空調設備設置計画について

【報告事項】

1. 指定地域密着型サービス事業所整備に係る追加募集の選考結果について (高齢介護課)
2. 工事請負契約について (契約課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第71号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第71号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。補正予算書の23ページをお願いいたします。第1条、保険事業勘定の債務負担行為は、27ページの第1表に記載しておりますように、地域包括支援センター運営委託料につきまして、来年、2019年度当初から、新たに立岩地区、菰田地区、鯉田地区、穂波東地区の4カ所に地域包括支援センターを設置するに当たり、本年度に契約の締結や保険者の届け出、受託者との事務取扱の調整等の準備行為が必要となり、債務が年度にまたがるため、2018年度から2019年度までを期間として、5090万5千円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。以上、簡単でございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

地域包括支援センターの部分で、特定の数地区を今述べられたわけですが、現状として市全体としての整備状況というのを答弁いただけますか。

○高齢介護課長

地域包括支援センターにつきましては、平成28年度から各圏域ごとに分割設置を開始しております。28年度から3地区ずつ、28年度に3地区、29年度に3地区、30年度に3地区ということで、残り来年度、先ほど申しました4地区について委託をすることで、全地区に委託包括が設置されることとなります。28年度につきましては二瀬地区、穂波西地区、筑穂地区。29年度につきましては幸袋地区、鯉田地区、飯塚東地区。30年度につきましては飯塚片島地区、鎮西地区、庄内地区。31年度が先ほど申しました立岩、菰田、鯉田、穂波東地区となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第71号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第72号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第72号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。議案書5ページから6ページにかけて条例改正案、7ページから8ページにかけて資料の新旧対照表となっております。7ページの新旧対照表をお願いいたします。

条例第5条、開所時間及び休園日等について、公立保育所、こども園の開所時間を午前7時30分から午前7時に改正するものです。これにより開所時間が10時間30分から11時間開所となります。

第9条、預かり保育事業につきまして、延長保育事業の実施、既存事業でありますこども園での預かり保育事業、保育所・こども園での一時預かり保育事業の規定の整理を行っております。

8ページをお願いいたします。別表第2におきまして、実施園、対象児童、利用料金を定めております。利用料金は預かり保育事業が月額3100円、延長保育事業が日額1時間300円、一時預かり保育事業が日額1800円となっております。以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今回、30分延びるということですのでよろしいですね。その場合に、例えば保育士さんの労働時間と申しますか、処遇の問題とかあると思うんですけども、そのあたりはどのようになっていますか。

○子育て支援課長

開所時間は30分延長となります。保育士の勤務体制につきましては、5勤体制を取っております。1勤の保育士が30分早く出勤ということになっています。トータルの時間としては現状と同じ出勤時間となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第72号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第73号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第73号 飯塚市家庭的保育事業等の及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書9ページから10ページにかけて条例改正案、11ページから13ページにかけて資料の新旧対照表となっております。11ページの新旧対照表をお願いいたします。

家庭的保育事業は、飯塚市では実施しておりませんが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省第65号）が改正されたため、本条例の一部を改正するものです。

条例第7条、保育所等の連携については、本条例第7号第2項に、代替保育の提供に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を確保しなければならないと規定されている。今回の改正によりまして、その確保が著しく困難かつ一定の要件を満たす場合において、他の家庭的保育事業者等を確保することで、第7条第2項の規定を適用しないことができるものです。

続きまして12ページをお願いいたします。第17条、食事の提供の特例につきまして、利用乳幼児の食事の提供について、原則として当該事業所内で調理をしなければならないとされておりますが、一定の条件を満たす場合におきましては、連携施設等で調理をした食事を搬入、提供することができる特例措置が設けられております。

附則第2条、食事の提供の経過措置については、家庭的保育事業の認可を得た施設等について、調理員の配置及び調理施設等の義務に関する10年の経過措置を設けるとされております。以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

この飯塚市の家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例なんですけれども、第1条で、この条例は児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づきというふうになっておりますが、現在、この児童福祉法34条の16第1項というのがありますか。

○子育て支援課長

現在もございます。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：22

再 開 10：24

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第73号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」及び「議案第

77号 訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」、以上2件は関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○文化課長

議案第76号及び議案第77号、訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）についてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。

飯塚市鹿毛馬にある国指定史跡「鹿毛馬神籠石」敷地内に存在する民有地について、民間人との共有状態を解消し、公有地化を図るため、福岡地方裁判所飯塚支部に全面的価格賠償による共有物分割及び持分移転登記手続を求める訴えを提起するため、議会の議決を求めるものでございます。

国指定史跡「鹿毛馬神籠石」につきましては、昭和20年に国の指定、平成14年に追加の国の指定を受け、総面積が124筆、35万8236平方メートルとなっております。これまで文化財として保存整備を図るため、指定区域の公有地化を進めておりますが、9筆、8370平方メートルの民有地につきましては、土地所有者の相続がなされていないなどの理由により、これまで一部民有地のままになっており、国からも公有地化の推進を促されていたところでございます。

市では、指定文化財の財産管理団体として、公有地化の推進を図るため、法定相続人に個別に協議し、分割取得による取得を進めております。法定相続人等の同意が得られた物件につきましては、売買契約を締結し、適宜移転登記を進めることとしておりますが、議案第76号及び77号の計3筆、4073平方メートルにつきましては、議案書記載の被告者が住所不定、国外居住のため居所が確認できず、公有地化について協議ができない状態であるため、国指定史跡「鹿毛馬神籠石」の指定区域の民間人との共有状態を解消し、公有地化を図るため、共有物分割等を求める訴えを福岡地方裁判所飯塚支部に行うものでございます。

20ページ、議案第76号につきましては、被告人は5名、23ページ、議案第77号につきましては被告人は1名となっております。また、22ページ、24ページにそれぞれの該当地域の位置図を掲載しております。

なお審査要望のありました、これまでの敷地取得割合につきましては、「鹿毛馬神籠石」の指定区域の全体面積は、35万8236平方メートルでの約97%をこれまで公有地化し、残り約3%、9筆、8370平方メートルがまだ民有地の状況でございます。

このうち6筆、4297平方メートルにつきましては、先ほど申しましたように売買契約等の協議を進めており、残り3筆、4073平方メートルについて、今回、訴えの提起による取得を目指しているところで、これにより「鹿毛馬神籠石」の公有地化は、本年度中に全て完了する予定でございます。

また今後の整備計画につきましては、合併前に策定されました保存整備基本計画に基づき、史跡区域の公有地化を進めておりますが、本年度中に公有地化が全て完了する予定でございますので、今後、保存整備基本計画の見直し、遊歩道の整備を行い、国指定文化財として、児童・生徒への歴史教育の推進、市民の方々の文化財への意識の高揚、観光資源としての交流人口の増加につなげたいと考えております。

また、古代山城が存在する全国の自治体から構成される古代山城サミット飯塚大会の開催要請もあっておりますので、文化財を活用したさまざまな取り組みを検討してまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが、議案第76号、第77号についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

この共有物分割を全面的価格賠償の方法によって、所有権の持ち分を取得するということな

んですけれども、この全面的価格賠償の価格というのはどのようにお決めになられるんでしょうか。

○文化課長

価格につきましては鑑定評価を行いまして、市が通常、売買をする時の手続を踏みまして、財産審議会に諮り、上限額を設定し、それによりまして保証の予定でございます。

○兼本委員

ではその価格賠償判決が出たときに、この賠償金というのは供託をするという形になるんでしょうか。

○文化課長

裁判結審後につきましては、今ご紹介のとおり、同額の金銭を賠償金として裁判所に供託し、被告人の要望により取得が可能ということで、一応、供託金の時効は10年というふうに聞いております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

先ほど審査要望にあっておった部分に関しましては、だいたい答えていただいたかと思うんですけど、基本計画の見直し等に今後着手していこうというふうな形で答弁があったかと思うんですけど、現状の基本計画があって、その中でこの史跡についてはうたってあるということだと思うんですけど、実際その中で、どういうふうな、この史跡に関しては評価という部分でまず定められておるのか、ちょっとご紹介ください。

○文化課長

この鹿毛馬神籠石につきましては、先ほど申しましたように、当初の指定が昭和20年に指定を受けております。そのときには実際の範囲といいますか、列石がある部分だけの指定でございました。それを平成10年に列石も含めた地域全体の国の指定をするということ、さらにそれにつきまして公有地化を図る、遊歩道等の整備をするというのが平成10年に基本計画として設定されたものでございますので、この基本計画はもう神籠石そのものの整備計画という位置づけでございます。

○永末委員

指定文化財というぐらいですから、何らかのそういう歴史的価値という部分で評価されてのことだと思うんですけど、そういったものの評価が、どんなふうな評価をされておるのかというところが知りたいんですけど。

○文化課長

失礼しました。神籠石につきましては、主に九州から瀬戸内に存在する石垣で区画された列石史跡でございまして、現在は遺構のみの存在が確認されているものでございます。全国で大体30自治体に存在するわけでございます。その築造につきましては7世紀ごろと言われ、対外の侵入者に対抗するために造築されたということでございまして、鹿毛馬神籠石につきましても、大体7世紀ごろにつくられた古代山城ということで列石が約1800個、花こう岩の切石があり、全長2キロメートルにわたって土塁の腰石等が形成されており、歴史的にも非常に重要な史跡という位置づけで国の規定を受けている次第でございます。

○永末委員

だいたいの客観的な概要は今のわかるんですけど、歴史的な評価という部分ではちょっとよく伝わりにくいところがあります。すみません、私もちょっと勉強不足の部分があるんですけど、なかなか史跡としては、実際まだ謎めいたというか、あまりまだよく解明されてないとかいうのを聞いたことがあったりしたので、そういったのが実際のところどうなのかなと思ひまして、ちょっと質問をしております。

○文化課長

先ほど言いましたように、神籠石につきましては7世紀ごろに造築されたというふうにされておりますが、試掘調査自体がまだ十分最後までいけていないのが現状でございます。鹿毛馬神籠石につきましても暗渠の水路が2カ所ございますが、位置等発掘調査等は実施しておりますが、その辺が全体の中で解明されていないというのが実状でございます。先ほど申しましたように今、歴史的な背景、今調査でわかっている範囲で十分指定史跡に該当するというので、今後まだ委員もご指摘の不明な点も多々ございますので、調査等を将来的にはする必要もあるかというふうに考えております。

○永末委員

わかりました。まだ調査がしっかりいっていないのでまだ判明しないのかなということですが、また逆に調査をしっかりやれば、ある程度何か見えてくるということなのかなと聞きながらも思ったんですけど、これに関しては、調査費用とかがどうなってくるんですか。指定が国なのか、県なのか、ちょっと聞き漏れていたかもしれませんが、そんなのがあれば、国・県の予算でいくものなのか、それとも市として先ほど観光化とかという話もありましたので、そこら辺まで調査費用をつけてやっていくというふうな気持ちがおありなのか答弁いただけますか。

○文化課長

調査につきましては、財源的には国が50%、県が15%の負担ということになりますが、通常の補助事業と違いまして、文化財につきましてはどちらかといいますと、この神籠石につきましては国の指定でございます。文化庁等と調査等の協議をしながらするというので、市が単独で、一応市から提案等はいたしますが、市が例えば来年したいからということ、なかなか調査がすぐできるという場合もございません。先日、委員会でも報告させていただきました目尾炭鉱の跡につきましても、実は7年ほど試掘調査をしながらやっていた経緯もございますので、今後は国等と協議を行いながら適正な管理、調査ができるような形で努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第76号 訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有部分分割等請求）」及び「議案第77号 訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」、以上2件について、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：40

再 開 10：41

○副委員長

委員会を再開いたします。「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を議題といたします。「児童虐待に関する調べ」について、執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

提出しております「児童虐待に関する調べ」について、ご説明いたします。平成27年度から平成29年度までの3か年の児童虐待相談件数、要保護児童の推移を記載しております。

児童虐待相談件数につきましては、年度中に新規に相談のあった年間の件数を記載しております。この中には、相談のみで終了したケースや要保護児童ケースの新規ケースになったケースもございます。平成29年度が実件数35件、実人数56人。内訳といたしまして、身体的虐待が17件で実人数が23人、性的虐待はございません。心理的虐待が実件数7件、実人数が14人、ネグレクトが実件数11件で実人数が19人となっております。平成28年度が実件数28件で実人数50人。内訳といたしましては、身体的虐待が14件、実人数が19人、性的虐待はございません。心理的虐待が実件数6件、実人数が14人、ネグレクトが実件数8件で実人数が17人となっております。平成27年度が実件数22件で実人数37人。内訳といたしましては、身体的虐待が12件で実人数が16人、性的虐待が実件数1件で実人数が1人、心理的虐待が実件数2件、実人数が6人、ネグレクトが実件数7件で実人数が14人となっております。

参考といたしまして中段に記載しております児童福祉相談件数、平成29年度が実件数147件に対し、延べ件数2102件。平成28年度が実件数162件で延べ件数2459件。27年度が実件数175件で延べ件数1969件となっております。

要保護児童の推移、これは各年度、年度末時点の数値を記載しております。括弧書きの数値につきましては新規のケース数になります。平成29年度が最重度の特Aケースが1件で1人、これは29年度の新規ケースになります。重度のAケース3件で10人、そのうち新規ケースは1件で1人となっております。中度のBケースが12件で21人、そのうち新規ケースは9件で15人となっております。軽度のCケースが11件で19人、そのうち新規ケースは5件で8人になります。その他のケースとしましては12件で27人、そのうち新規ケースは2件で2人になります。合計しますと39件で78人、そのうち新規ケースは18件、27人となっております。平成28年度は最重度の特Aケースはございません。重度のAケースは1件で1人、新規ケースはございません。中度のBケースが11件で21人、そのうち新規ケースは6件で8人になります。軽度のCケースが8件で12人、そのうち新規ケースは5件で6人になります。その他のケースが14件で34人、うち新規ケースは6件で13人になります。合計しますと28年度は34件で68人、そのうち新規ケースは17件27人となっております。27年度は最重度の特Aケースはゼロ件、重度のAケースもゼロ件、中度のBケースが14件で26人、そのうち新規ケースは6件で9人になります。軽度のCケースが3件で8人、新規ケースはございません。その他のケースが14件で27人、そのうち新規ケースは4件で5人となります。合計しますと27年度につきましては、31件で61人、そのうち新規ケースは10件で14人となっております。

下の覧に、特Aランクからその他のランクまでの判断基準を記載しております。

資料はございませんが、平均継続年数と最長の年数につきましては、平均継続年数が、29年度末の39件については、平均では約3年となっております。最長の年数は、平成20年1月から開始のケースで約10年が経過しております。以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。なお質疑に際しましては、まず提出議員または執行部のどちらに対する質疑であるか明確にした上で発言していただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○永末委員

執行部のほうにお尋ねします。まず、この資料というのはどこからとられた資料になりますか。

○子育て支援課長

要保護児童の推移につきましては、現在、要保護児童連絡協議会で検討しているケースにな

ります。

○永末委員

児童相談所のほうが、このデータとしては元で持ってらっしゃっていたものをあげられているということですか。

○子育て支援課長

市のほうで持っているケースになります。

○永末委員

ということは、この件数というのはあくまで飯塚市の件数ということで考えていいんですかね。わかりました。まとめていただいて非常にわかりやすくなっているんですが、やっぱりこれだけ状況が深刻なんだというのがわかりました。

例えば、ランクと言っているのかわかりませんが、特AとかAとかいうランクがありますけど、仮にこの前、衝撃的な事件として記憶に残っております目黒の事件というのは、これはランク的にはどのランクに当てはまるんですかね。

○子育て支援課長

最重要度の特Aランクに当たります。

○永末委員

ということは、平成29年度はその事件と同じような状況にあるお子様がいらっしゃるというふうなことで、本当に何とかしなくちゃいけない状況だと思うんですが。あと下の要保護児童の推移のほうで、件数と人数というのが合計で27年、28年、29年とありますけど、この新規というのは、これは結局、新たにここで認識したという部分で、例えば27年から28年を見たときに、単純にその新規というかケースを加えた数字になっていないというのは、ここで虐待の案件から外れたというものもあるということですか。

○子育て支援課長

終結したケース、あと転居をしたケースもございますので、28年度の全てが29年度ということではございません。終結したケースもございます。

○永末委員

あと、終結というのもちょっとよくわからないんですが、実際にそれはもう虐待には至っていないというふうにみなしたというふうな感じになるんですかね。

○子育て支援課長

虐待状態から改善されたというふうに判断しております。

○永末委員

では、軽微なケースという、その他よりも下回ったということで数字から外れてくるというふうな感じですかね。わかりました。ただ総じて件数もふえていますし、人数もふえています。その内訳としても昨今言われているように、心理的虐待、ネグレクトという部分も多いんだなというのは、この資料のほうからよくわかりました。

提案議員のほうにちょっとお聞きしたいんですが、この前お聞きしたときに、実際に市の虐待状況というのをどのあたりまで把握されていますかというところで、だいたい数字というのは述べられたかと思うんですけど、実際にこういった市の虐待の状況というのを見られる中で今回、提案されている条例というのがどれほど実効性を持って、当然この数字が減っていくような方向、条例を制定することによって減っていくような方向にならなくちゃいけないと思うんですけど、そのあたりの関連性というのはいかに考えられていますか。

○江口委員

今回提出いただいている資料においても、かなり厳しい状況が見てとれると思っています。またなお、この私自身が個人的に注目したのは、2表の要保護児童の推移、年度末時点という3カ年の推移のランクづけの表であります。これを見ると27年度、28年度については特A

はおられません。対して、重度Aに関しては28年度に1件、1人おられるだけです。これが29年度になると、特Aが1件あがり、そしてまたAが3件、10人というふうな形であっております。こうやって重度な分がふえているというふうなところを見ると、本当にこれがもともとその判断が正しかったのかどうかを含めてどうなんだろうと思っています。

また1表の右に内訳がありますが、一番右にネグレクトがございます。ネグレクトは3カ年とも非常に高い傾向がございます。このネグレクトは、やはりどういった形であられるかという、衣服が不潔なままであったり、衣服だったり体が不潔なままであったりとか、食事を満足に取れなかったりする形になるかと思いますが、今回私どもが提案した条例の中で、特に支援という部分で、児童虐待予防のための子育て支援、第2章の中に第14条、子育て家庭に対する支援というふうなのを書かせていただいております。「市は、子育て家庭に対して相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。」「前項の支援に際しては、栄養、衣類、住居及び教育に関して特に配慮をしない」と決めさせていただいております。この規定に関しては、特にこのネグレクトに対して有効であると思っていますし、そういった家庭がおられるときにどうやって支援をしていくんだろう。特にこの部分に関しては十分力を発揮できるのではないかと思っています。代表的な部分はこういった形ではありますが、またこうやってふえている状況にある中で、じゃあそれにどうやって対処していくのか、マンパワーも必要だと思っていますので、要保護児童対策地域協議会として設定をさせていただき、今よりも拡充するような形でさせていただきました。その中でまた、私どもは新たな代表者も加える部分と、それとあわせて地域部会という仕掛けを、努力規定ではありますが入れております。そういった中でより多くの方々がこの虐待に関して支援をしていく。そういった中で、みんなで子どもを守るその仕組みができていくのではないかというふうに思っております。

○永末委員

ありがとうございます。条例のほうは6月議会で提案されまして、私のほうで大体懸念される部分というのは、質疑することができました。要対協のほうの見解等も聞きましたし、その中でだいたい要対協の中でもいろんな意見がある。条例に対して、条例をしっかりと導入していいんじゃないか、もしくはちょっと問題があるんじゃないかというふうな意見等もあるということも認識できました。こういった形で児童虐待について現状というの把握できて、どういうふうな形で対応すればいいのかということも、少し見えた部分もあります。

私としましてはこういった部分の調査というところでも、継続要望しておりましたけれども、私のほうで一定、調査の部分というのは納得できましたので、これ以上の審議というのは求めなくてよろしいかと思っています。

○副委員長

きょうは、提出者さん以外はお一人なので、ほかに質疑はないということでよろしいですかね。

お諮りいたします。議員提出議案第4号については、本日の審査はこの程度にとどめ、9月25日火曜日に委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、開会時間につきましては、追って連絡させていただきますので、お願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 57

再 開 11 : 10

○委員長

委員会を再開いたします。

次に、奥山委員から「飯塚市立小・中学校空調設備設置計画について」、所管事務調査をし

たい旨の申し出がっております。奥山委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○奥山委員

先日、一般質問の中にもありましたように、小中学校のエアコンの設置について、当初5年というお話を当委員会でご伺いしておりましたが、3年というまたそれをさらに短縮というふうなお話をされておりますので、その内容についてどういうふうな経緯でそうなったのかというところをお伺いしたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「飯塚市立小・中学校空調設備設置計画について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「飯塚市立小・中学校空調設備設置計画について」を議題といたします。

○奥山委員

まず、学校のエアコン設置について、改めて当初の計画についての資料を求めます。

○教育総務課長

ただいまの資料につきまして、提出のほうをさせていただきたいと思えます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま奥山委員から要求のありました資料については、委員会として要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

○奥山委員

これ、ちょっと簡単に説明をお願いします。

○教育総務課長

ただ今お配りしました資料につきましては、昨年6月の当委員会におきまして、飯塚市教育委員会で計画を行いました「飯塚市立小・中学校空調設備設置計画」ということでお配りをさせていただいたものでございます。

内容につきましては、これまでの学校における温度、そういったものを記録しまして、猛暑となっておりましたことから、計画的に各学校に対して空調設備のほうを設置していくというふうな計画でございました。なお、この計画期間につきましては資料のほうでは5ページになります。5ページの「5. 設置スケジュール」のほうになりますけれども、上から3行目のほうに事業期間を平成29年度から平成34年度までの6年間ということで計画を設定しておりました。ただ、具体的に6ページのほうに載っておりますとおり、設置自体は5年間ということでの設置を計画していた計画でございます。以上、簡単ですが説明を終わります。

○奥山委員

ありがとうございます。次に、先日の兼本議員の一般質問に対し、この5年計画が3年になっている、現在その計画を前倒しできるように今、検討しているというような趣旨の答弁があったと思います。また上野議員、川上議員の一般質問においても前倒しの話が出ております。まず、現在の計画は今配付していただいた5年の計画なのか、それとも兼本議員の質問の答弁のあったように、5年の計画が3年になっているのか、その点をお伺いします。

○教育総務課長

ただいまご質問のありました、この計画でございますけれども、「飯塚市立小・中学校空調設備設置計画」、こちらの計画期間につきましては、5年ということになっております。しかしながら、庁内では現行の5年の計画を何とか短縮して3年で設置できないか、こちらのほうを検討しておりました。

○奥山委員

では、その3年の計画について、資料の提出を求めます。

○教育総務課長

3年の整備計画でございますけれども、まだ、庁内協議の段階でございますので、この3年の計画書についてはございません

○奥山委員

3年の庁内計画ということですが、計画については、いつ、どこで、どのように協議されたのかお伺いします。

○教育総務課長

3年に短縮するというこの協議でございますけれども、多額の費用が必要な事業でありますことから、なんとか3年でというものについて関係各課と協議、検討を行って、いつ、どこでということになりますと、こちらのほうはことしの当初予算において、まず次年度、平成31年度に工事のほうを、この計画で申しますと計画書の資料の6ページになりますけれども、6ページのほうの平成31年度に計画のほうを計上しておりました、小中一貫校額田校から庄内中学校までの5施設7校について、平成30年度中に少しでも早く準備ができれば、工事の予算を計上できるような形で実施設計のほうを平成30年度中に行うということで、当初予算のほうに31年度分の計画のほうを計上しました。あわせて、平成32年度の庄内小学校、それから伊岐須小学校、菰田小学校、片島小学校、それから平成33年度の若菜小学校、平成34年度の大分小学校、こちらについても実施設計のほうさえでき上がっておけば、その他協議が整えば、いつでも工事のほうの予算を計上できるように、平成30年度中の実施設計ということで、今回計上のほうをさせていただいているところでございます。

○奥山委員

先日の一般質問の中での部長がおっしゃられた分で8月中に7校、小・中入れて終わっています。それから来年の2学期前まで、8月中でしょうかね、13校。それから残りの9校については、来年度中ということですから32年3月までというようなお話だったと思いますが、なんか今のお話しなら、なんかちょっとこの表とは違うような気がしましたがもう一度、いいですか。なんか訂正とかあれば。

○教育総務課長

大変申しわけありません。それではもう一度、ただいまお配りしております6ページのほうの資料をもとにご説明のほうをさせていただきます。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11：20

再 開 11：25

委員会を再開いたします。

○奥山委員

冒頭からちょっとお話させていただいていますが、5年で走っておったものが、今年の12月に私も一回質問させていただいています。内容は小学生議会で子どもさんが安くてもいいので早く付けられませんか、という質問を教育長にお話されておりましたけれども、今年明けて猛暑というところで教育委員会、また市長をトップに短くされたというふうに思いますけれど、3年というものがどこから湧いてきたように、私は全然知らなかったものですから、福祉文教委員会で何も聞いていませんということだったのですけれども、こういうふうに計画していますという話すらなくて一般質問の中でポンと出たからですね、びっくりしているところなんです。何も聞いていませんでしたので、当然、お話も公の場ではいただいておりますのでしたかね。ちょっと確認をさせていただきます。

○教育総務課長

ただいまご質問のとおり、公の場での現在の協議状況につきましては、報告のほうはしておりませんでした。その理由としましては5年間で3年間の短縮につきましては、関係各課と協議を行い、できることから、設置に要する設計だけでも、というようなところで今年度13校の設計、こちらのほうを出してはいますけれども、繰り返しになりますが、設置工事には多額の費用を要しますもので、協議、検討の域を出るものではなく報告に至らなかったという次第でございます。

○奥山委員

まあ、できれば、ということですね。国のほうも官房長官が、できれば来年の夏までに全国の小中学校、やはりもう猛暑の中で大変な授業、子どもだけではなくて、当然先生も大変な思いをしながら、授業されているというふうに思いますので早めをお願いをしたいと思います。前倒しという話が少し出ておりましたけれども、どのような検討で、実効あるものなのかどうかということがわかれば、教えていただければというふうに思います。

○教育総務課長

ただいまの短縮してできるだけ早くというところで現在3年、どうにかならないかというふうな検討状況について、ご説明のほうをさせていただきたいと思います。本日お配りしております資料の6ページに沿って説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず状況としまして、現在6ページの表3にあります30年度の区分におきましては、5施設7校となりますけれども、こちらのほうはエアコンの設置のほうが完了しているところでございます。次に、31年度以降の検討状況でございますけれども、そちらに記載の小中一貫校 穎田校から庄内中学校までの5施設7校に加えまして、平成32年度の庄内小学校、伊岐須小学校、菰田小学校、片島小学校、それから平成33年度に計画していました若菜小学校、平成34年度に計画していました大分小学校、以上6校についても平成31年度に何とか前倒しで設置ができる状況が整えば、いつでも工事予算が計上できるよう小中一貫校 穎田校から庄内中学校までの5施設7校に加え、13校の設計委託を今年度発注しているところでございます。次に平成32年度でございますが、表3の平成32年度に記載の学校から、先ほど申しました庄内、伊岐須、菰田、片島の4小学校除いて立岩小学校、それから平成33年度に計画をしております飯塚東小学校、飯塚小学校、高田小学校、上穂波小学校の4校、平成34年度に計画をしております鯉田小学校、椋本小学校、内野小学校、八木山小学校の4校、合わせて9校にエアコンの設置ができないかを検討し、何とか3年で全ての学校にエアコンが設置できないか協議、検討を行っているところでございます。

○奥山委員

早めに行けるといことは大変子どもさんも喜ばれるというふうに思います。1つちょっと今の表の中で単純な質問で申し訳ないですけども、33年度の若菜小、それから34年度予定をしておりました大分小学校、これが繰り返されるとい言葉がいいのかどうか分かりませんが、31年度めどにしたいと。なんか理由はありますか。

○教育総務課長

ただいまご質問のありました若菜小学校、大分小学校につきましては老朽化による大規模改修工事のほうを現在行っているところでございます。その大規模改修工事計画年度とあわせて教室等のほうが工事となる、平成31年度にあわせてするのがよいのではないかとということで、こちらのほうは今申しました計画のところ協議、検討を行っているところでございます。

○奥山委員

最後になりますけれども、当初5年の計画が、今回のことしの猛暑、また来年、再来年もそういう同じような気象になろうかというふうに思いますので、早めに、私の希望としては来年の夏くらいまでには行っていただきたい。というのも、個人的な話で申しわけないですけど

も、私の孫が水筒を1個では足りずに2つ持って行くんですね。2つとも割り合いからからになって帰って来ます。学校で、ある先生に伺ったんですけども、今の子どもさんは水道水が飲めないと。腹を壊したりとかなんとかというお子さんが多いのかどうかわかりませんが、そういうふうなことで、私たちも水道から出る、この猛暑の水、水というんですかね、もうぬるま湯というかそれに近いような水はやっぱりなかなか学校では飲まないのかな。やっぱりのどが渴いたときどうしているのかなというようなことがあるので、一日も早くというような思いがありますので、ご努力していただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。以上で終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

ちょっと説明のほうがあっていたら申しわけないんですけど、工事費用のほうと財源のほうをお示しいただけますか。

○教育総務課長

工事費のほうの財源でございますけれども、こちらの工事費につきましては学校施設環境改善交付金。これは、国からの交付金になります。こちらのほうの交付金及び事業債、この2つを財源として考えているところでございます。ただいま申しました金額でございますけれども、交付金のほうは総事業費約15億4千万円から今回、ちょっといろいろありまして8千万円程度になるんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、それに対しまして交付金のほうは約2億900万円程度。また事業債のほうにつきましては、9億1千万円が対象経費になるものと思われましても、事業債のほうにつきましては、その後交付税のほうで入ってくる部分もありますので、対象金額全てが国負担となるわけではないということで聞いております。

○永末委員

15億8千万円ぐらいが総事業費になるということで、交付金で2億円、事業債で9億円、トータルが合わないんですけど、その差額はどうかされるんですか。

○教育総務課長

大変申しわけございません。一般財源のほうを申し上げるのを忘れておりました。一般財源のほうが約4億6千万円程度を見込んでおります。

○永末委員

事業債というのは特例債ではないんですかね。何なんですかね。

○教育総務課長

事業債のほうの名称としましては、学校教育施設等整備債。ただ、これだけではないということでは聞いてはおりますけれども、主にこちらのほうということで聞いております。

○永末委員

あと、再三申し述べていますけれども、財政見通しがあると思うんですけど、この15億円に関して、最新の財政見通しに織り込まれているという形でよかったですかね。

○教育総務課長

本日、提出のほうをさせていただきました5カ年計画のほうにつきましては、財政見通しのほうに織り込まれているということで聞いております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「指定地域密着型
サービス事業所整備に係る追加募集の選考結果について」、報告を求めます。

○高齢介護課長

指定地域密着型サービス事業所整備に係る追加募集の選考結果について、ご説明いたします。
前回、8月6日開催の本委員会での報告の際にご説明させていただきましたとおり、第7期の
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画における地域密着型サービスの基盤整備方針に基づ
き、2018年度、今年度に看護小規模多機能型居宅介護事業所を3事業所整備することとし
ており、前回の委員会におきまして選考会により、2事業所の採択を行ったこと、及び3事業
所に満たないことから、1事業所を追加募集することを合わせてご報告させていただいており
ました。

本日は、追加募集につきまして報告をさせていただきます。まず募集につきましては、応募
期間を8月2日から6日までとして受け付けを行いました。資料の別紙1をお願いいたします。
応募状況と選考結果についてまとめております。応募につきましては、1事業者からの応募が
ございました。選考会につきましては、3のヒアリングの概要に記載しておりますとおり、前
回の選考会と同様、5名の学識経験者と外部委員5名によりまず書類審査、及び8月24日実
施のヒアリングによる採点選考を行いまして、基準点である千点満点の700点以上となる
758点を獲得しましたことから、株式会社欧州館が採択されました。採点の結果につつまし
ては、別紙2のとおりでございます。

選考会の後、8月29日に開催いたしました市の附属機関であります飯塚市高齢社会対策推
進協議会において承認を得まして、9月4日に採択事業者に対し指定の内示を行いまして、今
後は年度内の事業開始に向けた協議を行ってまいります。

別紙3及び別紙4につきましては採択されました株式会社欧州館の整備概要書及び整備予定
地の地図となっておりますので、ご確認いただければと思います。以上、簡単ですが説明を終
わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

ちょっとお尋ねしたいんですけども、この看護小規模多機能型居宅介護の地域密着型サー
ビス事業というものは庄内が1カ所でしたよね、それと枝国。そして今回、高田ということ
ですけども、どういったメリットがあるんでしょうか。

○高齢介護課長

看護小規模多機能型居宅介護のサービスの内容につきましては、要介護度が高くなった方や
医療的ケアが必要になった方ができるだけ在宅で日常生活を継続できるように、サービスとし
ましては通所サービス、デイサービス、また短期間の宿泊サービス、それから訪問介護サー
ビス、これが通常の小規模多機能型居宅介護ですが、それに看護、医療的なサポート、訪問看護
サービスが受けられるサービスとなっておりまして3事業所の整備をすることで、市内全域が
賄えるというところでの計画で、整備をすることとしております。

○兼本委員

というのは、病院が少ない地域とかそういった地域にあてることがメリットになるというこ
となんでしょうか。

○高齢介護課長

医療機関が少ない地域ということに限定した整備で、一応、市内全域というところで行っております。ただ整備が予定される圏域というか、設置される場所で市内全域を訪問によってサポートできるというところで、そういったところは考慮しては整備はしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、ご報告をいたします。今回報告をいたします工事は椋本児童館建設工事でございます。入札の執行状況でございますが、業者選考委員会において条件付一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内建築一式工事のⅠ等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。椋本児童館建設工事につきましては、13者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億27万9080円、落札率89.99%で、竹並建設株式会社が落札をしております。なお、本件の入札につきましては最低制限価格によります13者中12者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。